

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：32660

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01043

研究課題名（和文）姉妹共和国と国民祭典 総裁政府期における「革命の輸出」

研究課題名（英文）Sister Republics and National Festivals: Exporting the Revolution during the Directory period

研究代表者

山中 聡 (Yamanaka, Satoshi)

東京理科大学・教養教育研究院神楽坂キャンパス教養部・准教授

研究者番号：80711762

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、フランス革命期の後半にあたる総裁政府期（1795～99年）において、フランス共和国の周辺部に新設された姉妹共和国と、フランス本国の政治・外交上の関係が、姉妹共和国で挙行された国民祭典（革命記念日を記念するために開催された祝賀行事）の内容に、いかなる影響を与えたのかについて、検討した。残念ながら、コロナウイルスの感染拡大で、フランスでの史料調査が困難になったため、主たる研究成果は、フランス国内の政治状況と国民祭典の相互関係の解明に限定されることになったが、本研究を進捗させる上で、一定の重みをもつ知見を提示することはできた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、総裁政府期のフランスと姉妹共和国の相互関係を、文化・宗教政策の観点から追求することで、支配者・被支配者の間に成立した権力関係や、いわゆる同化政策の特質を明らかにすることを目的とする。具体的には、両国で開催された国民祭典の内容の解明・比較を試みた。コロナウイルスの感染拡大で、研究が停滞したため、フランス本国の国民祭典と国内の政治状況の相関のみ、明らかにできたが、文化と政治の相関について、多くの知見を得ることができた。この点は、フランス革命研究の進展に対して、一定の貢献をなすものであるし、この革命に対する社会の関心を喚起する上でも、重要な意義を持つ。

研究成果の概要（英文）：In this study, I examined how the political and diplomatic relations between the sister republics and France during the Directory period influenced the content of the national festivals held in the sister republics. Unfortunately, the spread of the coronavirus made it difficult to research historical materials in France, so the main research results were limited to elucidation of the interrelationship between the political situation in France and the national festivals in France, but I was able to present findings that have a certain weight in advancing this research.

研究分野：フランス革命史

キーワード：フランス革命 総裁政府 姉妹共和国

## 1. 研究開始当初の背景

フランス革命期後半にあたる総裁政府期からナポレオン期にかけて、フランス国家は、従来の国境線を越えて、周辺地域を自国の勢力下においた。こうした過程において、次々と設立された新国家は「姉妹共和国」と呼ばれる。「共和国」との名称が示すとおり、これらの国々では、従来の君主制に替わって、共和制が施行され、特権階級の廃止や、議会制民主主義といった、フランス革命の諸制度も導入された。本研究を開始した当初の背景を述べるにあたり、まずは、このような諸制度導入に対する研究上の視座について述べたい。

西洋史研究者の間では、周知の事柄であるが、19世紀末から20世紀初頭にかけて、欧米列強が推進した帝国主義による植民地建設では、「文明化の使命(他の呼称もあり)」の名の下、宗主国の政治・行政制度の一部が、現地の人々に強制された。なかでも、フランスによるアルジェリア支配や、イギリスによるインド支配で見られたように、宗主国が植民地に対して行った文化・宗教政策は、植民地の習俗に多大な影響を及ぼし、ときに、被支配者同士のあいだでも、緊張関係を生じさせることがあった。今日の世界において、文化・宗教の相互関係を論じる際、個性や多様性の尊重が、まずもって、必要不可欠な視座となっており、帝国主義に関しては、こうした視座による批判的検討が、研究者に求められている。となれば、フランス共和国と、その影響下にあった姉妹共和国の関係も、同様の視座に基づいて、追究される必要がある。革命期に推進されたフランスの文化・宗教政策が、姉妹共和国の文化・宗教に、いかなる影響を与えたのかについて、様々な側面から検討を加えれば、現代の西洋史研究の動向に沿った知見を提示できるからである。

次に、フランス革命下に推進された文化・宗教政策について、概観しておきたい。絶対王政の成立以降、ブルボン王権を、様々な面から補佐してきたカトリック教会に対しては、フランス革命勃発当初から、厳しい視線が注がれた。まず、1789年8月に公布された「人間および市民の権利宣言(通称「人権宣言」)」の第10条では、諸宗教の「信仰の自由」の保障がうたわれ、カトリック教会の支配的宗教としての地位が崩壊した。続いて、89年11月における教会財産の国有化により、カトリック教会は、その財政的基盤を奪われた。そして、90年7月に憲法制定国民議会で制定された「聖職者市民化基本法」は、教会組織に多大な影響を与えた。同法の制定により、カトリック教会の聖職者は、かつての特権身分から、国家から一定の給与を支給される国家公務員的な立場へと降格されたのである。司教等の役職の数も、大幅に削減され、聖職者は、市民の選挙で任用されることになった。とりわけ重要な項目は、このように国家公務員的な立場へと変貌を遂げた聖職者に対し、国民・国家・法への忠誠を誓約する公民宣誓が課されたことである。この宣誓の諾否を巡って、カトリック教会は大混乱に陥った。翌年の春には、カトリック教会の頂点に君臨するローマ教皇が、聖職者市民化基本法への反対を公表したため、教会は宣誓を受け入れた陣営と、宣誓を拒否した陣営に分裂し、後者は反革命運動に加わった。その後、周辺諸国との戦争が激化し、92年8月における王権停止、翌月における王政廃止・共和国建国を経て、同年9月に実施された民籍簿(日本で言う戸籍)の世俗化と、離婚の法的承認は、カトリック教会の存立基盤を大きく脅かした。そして、急進派のジャコバン派が台頭したジャコバン独裁期(93年10月-94年7月)には、フランス全土で「非キリスト教化運動」が展開した。反革命の手先と見なされたカトリック教会の聖職者には、聖職放棄や棄教が強制され、各地の教会施設は、次々と破壊された。

以上のようなカトリック教会への弾圧と並行して、革命家の間では、既存宗教にかわる国民統合の手段が、様々な方向で推進されるようになった。これらの手段の中で、共和国政府が強く推奨したものが、国民祭典である。本研究の目的は、この国民祭典を主軸として、本節冒頭で述べたフランス共和国と姉妹共和国の相互関係を、文化・宗教政策の面から検討することにある。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、前節の末尾で紹介した国民祭典に注目し、とりわけフランス革命期の後半にあたる総裁政府期(1795年-99年)に举行された同祭典の内容を、フランス本国と姉妹共和国の間で、比較することで、「革命の輸出」と呼ばれるフランスの勢力圏拡大の特質を、宗教・文化政策の面から検証することにある。以下、詳細を述べたい。

まずは、姉妹共和国の概要について、改めて説明したい。「姉妹共和国」とは、1795年2月3日にオランダ地域に建国されたバタヴィア共和国を皮切りに、イタリア北東地(チザルピナ共和国)、イタリア南部地域(パルテノペアン共和国)、さらにはライン川左岸、スイス地域等に建国された国家を指す。これらの国家では、従来の君主制に替わり、特権階級の廃止や議会制民主主義等といった、フランス革命の諸制度が導入された。一連の政策は、当地の住民から、一定の支持を受けたとされるが、一方で、姉妹共和国は、軍事・外交の面において、フランス共和国に依存しており、同国の戦争遂行のために、様々な方向で、貢献することが求められた。例えば99年1月、フランス軍は、ナポリ王国を「パルテノペアン共和国」に変貌させたが、その後フランスは、この姉妹共和国から6000万フランの税を徴収した。こうした負担が、姉妹共和国の離

反を招くことへの懸念は、フランスの立法府や政府において、ある程度、認識されていたであろう。ゆえに、姉妹共和国をフランスにつなぎとめておくため、フランスは、様々な回路を通して、結束を強化する必要があったと想像される。以上の点を踏まえ、本研究では、フランス国内で毎年挙行された国民祭典に着目した。

国民祭典とは、例えば7月14日(1789年、バステューク監獄が襲撃された)や8月10日(92年、パリ民衆の蜂起で王権が停止された)そして9月22日(92年、共和国の建国宣言が行われた)といった、革命史上の画期となった記念日を記念するべく、パリをはじめとする全国の都市で、挙行された祝賀行事である。同行事の目的は、大勢の人々を集めて、記念行事に参加させることで、革命への知識や忠誠心を涵養することにあった。このような特徴を持つ国民祭典は、前述のジャコバン独裁期(93年10月-94年7月)において、革命家の間で、特に重要視されるようになった。カトリックに代表される既存宗教にかわる文化統合、それも成人した世代を統合する装置として、学校教育と並んで、重要な位置を占めたのである。その後、いわゆる「テルミドール9日のクーデタ(94年7月27日-28日、ロベスピエール派が失脚)」で、ジャコバン独裁が崩壊すると、同クーデタを主導したテルミドール派が、公教育制度を再編し、国民祭典は「ドヌー法」の制定(95年10月)で、基本的な法制化を完了させた。

本研究において、報告者は、以上のような特徴を持つ国民祭典が、姉妹共和国において、いかなる扱いを受けたのか、また姉妹共和国の指導者は、どのような方式で挙行しようとしたのか、さらに現地の人々は、いかなる反応を示したのかを問うことで、フランスが推進した「革命の輸出」、および、それに伴うフランスと姉妹共和国の関係の変遷を、文化政策の面から明らかにしようとしたのである。

### 3. 研究の方法

報告者は、本研究を遂行するにあたり、まずは、フランス共和国と姉妹共和国の外交関係を究明しようとした。なぜなら、双方の関係は、当時の政治状況に応じて変化したが、先行研究において、明らかにされているからである。一例を挙げてみたい。総裁政府期において、行政府である総裁政府は、立法府議員の選挙結果に度々介入した。政府によって危険視された左右の反政府勢力が、選挙で勝利すると、政府はクーデタをしかけ、選挙結果を無効にしたのである。こうしたクーデタは、姉妹共和国とフランスの関係にも影響を与えた。例えば、1798年5月に起こった「フロリアル22日のクーデタ(98年5月11日)」で、政府は左派のネオ・ジャコバン議員の当選を無効にしたが、この出来事によって、周辺の姉妹共和国とフランスの関係には、亀裂が生じたという。こうした例が示すように、フランスと姉妹共和国の関係は、前者の対外政策は言うに及ばず、その国内状況によっても変化した。報告者は、研究の第一段階として、以上のようなフランスと姉妹共和国の外交関係を、一次史料に基づいて検討することにした。具体的には、立法府(上院にあたる元老会と、下院にあたる五百人会)で繰り広げられた対外政策に関する議論、および総裁政府が公布した政令・宣言を主たる史料として、作業に従事した。また、報告者がこれまでの史料調査で入手した政府文書も参照した。

続いて報告者は、総裁政府期にフランス共和国で挙行された国民祭典に関する知見の収集に従事した。その際、国民祭典に関する先行研究に見られる問題点の克服が、重要な位置を占めた。その問題点とは、先行研究において、国民祭典の構成の同一性や規則性を強調する見解が、支配的となっている点である。こうした見解は、国民祭典を含め、革命期に挙行された祭典行事を比較した結果、差異よりも、共通性の方が顕著に表れたことを根拠にしている。だが、総裁政府期の国民祭典に関しては、異なる視座に立って、検討せねばならない。同一性や規則性だけに注目したのでは、その本質を捉えたことにはならないからである。総裁政府期の国民祭典は、同じ名称の祭典が、毎年決まった日に挙行される方式になっているが、その中には年ごとに構成が変わり、重要な点において、同一性や規則性よりも、変化の方が勝っている祭典が見られた。こうした構成の変化に、フランス共和国内外の政治状況が、いかなる影響を及ぼしたのかについて、検討を進めることが、報告者にとって、重要な課題となった。このため、総裁政府発足直後から、いわゆる「ブリュメール18日のクーデタ(1799年11月9日)」で、総裁政府が打倒され、フランス革命が終結するまでの期間に起こった様々な政治上の事象・事件と、国民祭典の挙行内容を比較することから、作業を始めることになった。

報告者は、以上の作業を終えた後に、姉妹共和国の国民祭典の挙行に関する一次史料を入手することにした。また、この作業と並行して、一定数の史料が入手できた姉妹共和国の国内事情の精査を進めた。

これらの作業を経て、研究成果がまとまったものから、それを論文にまとめ、学術雑誌に投稿することにした。以上が、本研究の方法である。

### 4. 研究成果

だが、前節で述べた「研究の方法」は、コロナウイルスの感染拡大が原因で、数年間、フランスへの渡航が不可能になったことにより、大幅な修正を余儀なくされた。まず、フランス共和国と姉妹共和国の外交関係については、フランス国立公文書館で新たに入手した史料を、参照する予定であった。また、姉妹共和国で挙行された国民祭典に関する一次史料についても、国立公文

書館での調査を前提にしていた。ところが、海外渡航ができない期間が継続したため、必然的に、報告者の研究は、軌道修正を余儀なくされた。ゆえに、フランスと姉妹共和国の外交関係、および後で挙行された国民祭典の様相に関しては、まだ調査段階であり、本報告書を作成している2024年6月の段階においても、「研究成果」と呼べるほどの知見は、獲得できていない。代わりに、報告者は、フランス国内で挙行された国民祭典に関する知見を深化させることで、比較対象である姉妹共和国の国民祭典の内容・様相が、より明確になるように試みた。以下では、こうした作業で明らかとなった項目について述べたい。

まずは、総裁政府期のフランス共和国で挙行された国民祭典が、挙行直前の政治状況と、いかなる関わりを持つのかについて、報告者は2018年9月に「フランス総裁政府期の国民祭典」という論文を発表した(『西洋史学』265号、22-38頁)。本論文において、報告者は、国民祭典の内容が、先行研究が指摘するような同一性・共通性に満ちたものではなく、国内外の政治状況の変化に応じて、毎年、その内容を変化させていたことを示したが、論文の校正作業を進める過程で、この点に関して、興味深い事実を新たに知ることができた。例えば、1797年9月4日、総裁政府は「フリュクティドール18日のクーデタ」を起こして、立法府の王党派を追放したが、その後、同クーデタを記念する国民祭典の創設について、五百人会で異論・反論が現れたことが分かった。具体的には、「クーデタ」という違憲行為を記念することへの懸念、賛否が分かれる事件の顕彰による世論分裂への警戒、さらには「自由」の祭典(「テルミドール9日のクーデタの記念」)への統合案や、記念碑の建立に留めるべきとの意見が出ていたことも確認した。また憲法の規定で、国民祭典には出席できない立法府の関係者が、祭典当日の立法府議場で、記念演説を行い、「フリュクティドール18日のクーデタ」で悪化した総裁政府と立法府の関係修復を主張していたことも明らかになった。革命記念日の祝賀行事に関しては、同様の事例が他にも見られる。例えば99年に立法府で実施された7月14日の祝賀行事にあたっては、これを「プレリアル30日のクーデタ(99年6月18日、政府代表であった複数の総裁が失脚)」による立法府の主導権回復になぞらえて顕彰するよう求める演説が行われるなど、立法府と総裁政府の関係に関する言説が、立法府の議場で表明されていたのである。報告者は、それらと政府主導で挙行された国民祭典の内容や政府代表の演説を比較することで、今後、新しい知見を獲得できるのではないかと、との見通しを得た。

以上のようなフランス国内の政治状況が、国民祭典に与えた影響については、革命期の終盤においても、確認することができた。報告者は、その研究成果を論文「ブーレ・ド・ラ・ムルトの「ブリュメール18日」—公民宣誓の改定と革命の終結」(『西洋史学』276号、1-19頁、2024年2月)で発表した。以下では、本論文で明らかになったことを紹介したい。

本論文は、フランス革命を終結させた「ブリュメール18日のクーデタ」が、いかなる背景の下に行われたのかについて、これまでとは異なる視点から、その究明を試みたものである。具体的には、このクーデタを主導した政治勢力「ブリュメール派(穏健共和派と立憲君主派)」の主要メンバーであるブーレ・ド・ラ・ムルト(以下、ブーレ)の革命期終盤の活動、とりわけ本報告書の第一節(「研究開始当初の背景」)で紹介した、公民宣誓の改定作業(1799年7月)と、ブーレの関わりに着目した。

公民宣誓に関する法は、総裁政府期にも制定・施行されていたが、同時期においては、公務員が宣誓で誓約する文言の内容が論点となった。総裁政府は、その発足直前に王党派の武装蜂起を経験したことから、政府発足当初の公民宣誓は、王政への憎悪のみを公務員に誓わせていた。ところが、左派勢力であるパブーフ派による政府転覆計画(世に言う「パブーフの陰謀」)が、1796年5月に露見すると、総裁政府は、左派勢力と民衆運動への警戒を強め、結果、公民宣誓に「無秩序への憎悪」に関する文言が追加されることになった。こうして1797年1月に改定された公民宣誓の文言は、「私は王政と無秩序への憎悪を誓う。私は、共和国と共和暦3年憲法への愛着と忠誠を誓う」であった。

この後、1797年春の両院議会選挙において、王党派勢力が大勝し、彼らによる王政復古が現実味を帯びてくると、総裁政府は同年9月4日、先述の「フリュクティドール18日のクーデタ」を起こし、議会から王党派勢力を追放した。同クーデタ後に発足した第2次総裁政府は、左派・右派双方に対して非常に強権的な政策を遂行した。ところが、こうした強権的政策は立法府の反発を生み、99年6月18日、前述の「プレリアル30日のクーデタ」が勃発し、総裁政府を構成する総裁2名が失脚した。このクーデタを主導したのは、立法府のネオ・ジャコバンである。同クーデタの背景として、99年春からの対外戦争での連敗が挙げられるが、ネオ・ジャコバンはクーデタ後、敗戦で生じた「祖国の危機」の打開には、1793年のような革命的情熱の復活が必要であると説いた。こうした動きの中から、97年1月に新設された公民宣誓の改定が、ネオ・ジャコバンによって提案されるに至った。

宣誓の改定に関する議論は、1799年7月、五百人会において、ネオ・ジャコバン議員のジュールダンの提案から始まったが、その主たる目的は、総裁政府によって、「アナキスト(無秩序を志向する者)」と見なされ、公職から追放されていたネオ・ジャコバン(「断固たる共和派」と呼ばれた)を、再度公職に登用し、あわせて、彼らが再び公職から追放されることがないようにすることであった。ゆえに、追放の法的根拠となっていた97年1月宣誓から、「無秩序への憎悪」という文言を削除することが求められた。ジュールダンの提案は賛否両論を引き起こしたが、99年7月末に法制化された。新しい公民宣誓の文言は、「私は共和国と共和暦3年憲法に忠誠を誓う。私は持てる力の全てをもって、フランスにおける王政の再建と、全ての種の暴政の再建に

反対することを誓う」であった。

重要な点は、五百人会で、公民宣誓の改定に関する最終案（微修正を経て、元老会で採択）を提示したのが、外ならぬブーレであったという事実である。彼は「プレリアル 30 日のクーデタ」で、ネオ・ジャコバンと協力し、その後も、ネオ・ジャコバンとの共同歩調をとっていたが、この公民宣誓の改定に際しては、ネオ・ジャコバンへの反対姿勢を示唆した。権力の分立と代表制を、フランス共和国存続の支柱と見なしていたブーレにとって、公民宣誓の改定は、これらの項目の破壊分子となり得るネオ・ジャコバンの公職追放を、困難にするものであった。また当時のパリ市当局職員の大多数が、ネオ・ジャコバンで占められている現状は、彼にとって危険極まりないものであった。このパリ市当局が、1793 年のパリ・コミューンのように、パリの民衆運動の拠点となって代表制を損壊させ、なおかつ、ネオ・ジャコバンが主導する立法府と連携して、総裁政府から執行権を篡奪し、かつての国民公会のような立法府独裁を復活させる恐れがあったからである。ゆえにブーレは、最終案に関する演説において、改定案にある「暴政」の語は、ネオ・ジャコバン主導の立法府による執行権の篡奪・パリ市当局や政治協会と拠点とし、ネオ・ジャコバンと連携した民衆運動による立法府の支配・恐怖政治の復活を意味するのだ、と示唆した。この「暴政」の語は、公民宣誓の改定を巡る議論において、ネオ・ジャコバンの議員が提案したものであり、当初は恐怖政治のみを意味していたが、ブーレは、この語が意味する対象を増大させたのである。報告者は、以上のような過程を経て、改定された公民宣誓が、ブーレとネオ・ジャコバンが決別する最初の背景になったと考えている。

この後、ブーレは、1799 年 9 月 4 日に挙行された「フリュクティドール 18 日のクーデタ」の記念日に、五百人会議長として行った記念演説において、姉妹共和国の創設等によるフランスの領土拡張を批判した。立法府の長の一人が、国民祭典の挙行日に、こうした姿勢を示したことは、注目される。さらにブーレは、演説の末尾で、立法府と総裁政府が協調し、憲法で定められた権力の領分から逸脱しないように求めた。つまり、権力分立に迫っていた危機への懸念を、再度表明したのである。そして 99 年 9 月 13 日、ネオ・ジャコバンの五百人会議員ジュールダンは、立法府が「祖国は危機にあり」宣言を行うよう提案した。報告者は、これがブーレとネオ・ジャコバンの決別を決定的・不可逆的にした契機であったと考える。

先にも述べたように、このジュールダンは、公民宣誓の改定を提唱した人物であるが、彼が求めた「祖国は危機にあり」宣言は、穏健共和派に衝撃を与えた。穏健共和派は、この「祖国は危機にあり」宣言が、1792 年 7 月に、立法議会から発令された後、パリで民衆運動が興隆して、国王政府が崩壊したこと（8 月 10 日事件）を根拠に、同宣言の再発令が、パリでの民衆運動を再活性化させ、同様の事態、すなわち総裁政府の打倒を引き起こすのではないかと警戒したのである。ブーレは、99 年 9 月 14 日に行った、ジュールダンの提案に対する反対演説で、こうした姿勢を特に激しく示した。「祖国は危機にあり」宣言は、ブーレが恐れていた「暴政」の再来を告げる号砲となり得るものであったと考えられる。

ブーレはこの後、1799 年 9 月 23 日の共和国建国記念日の記念演説で、権力分立と代表制を賛美する一方、ネオ・ジャコバンを「デマゴグ」と呼んで糾弾した。同日、行政府の長である総裁ゴイエ（国民祭典の挙行を主宰）や元老会議長コルネは、記念日の祝賀に関する法の趣旨に則り、演説において、対外戦争の勝利のための戦意高揚に終始したが、ブーレは専ら国制に関する問題を扱った。彼のこうした独自性に関して、報告者は、共和国建国記念日の祝賀に関する法の条文に、武器を持って立ち上がるよう、国民に呼びかける文言があったことが、民衆運動を嫌悪するブーレに、法の趣旨とは異なる演説を行わせた主因であると考えられる。

そして「プリュメール 18 日のクーデタ」の終盤、ブーレは五百人会で行った演説で、自らがクーデタに参加した背景は、「1793 年の手法」に基いた体制の変容を防止し、フランス共和国を救うことであると言明した。この「1793 年の手法」が、立法府による権力独占、立法府内のネオ・ジャコバンと民衆運動の連携による代表制への攻撃、恐怖政治の復活を意味することは、これまでの経緯から、明白であろう。またクーデタ後に新設された公民宣誓は、「代表制」への尊重を公務員に誓わせるものであったが、このような措置に、公民宣誓の改定に従事したブーレが、何らかのかたちで関与していることは、以上の考察から、確実である。

ここまでが、報告者が『西洋史学』276 号に掲載した論文の概要である。考察の主軸は、公民宣誓の改定であるが、そこで明らかになった事柄は、国民祭典とフランス国内の政治状況の相互関係を考察する上で、一定の重みをもつ知見である。今後は、こうした側面が浮き彫りになったフランスの国民祭典と、姉妹共和国のそれを比較することが、課題となる。コロナ禍によって、本研究は、当初に予定していた計画から、大幅な変更を余儀なくされたが、報告者は、それでも、ある程度まで、課題の達成に貢献し得る研究成果を得ることができたと考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 山中聡	4. 巻 131編第5号
2. 論文標題 「回顧と展望：2021年の歴史学界 近代フランス」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『史学雑誌』	6. 最初と最後の頁 350-356頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山中聡	4. 巻 425号
2. 論文標題 「解説文：フランス革命と非科学的なるもの」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東京理科大学科学教養誌『理大 科学フォーラム』	6. 最初と最後の頁 24-29頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山中聡	4. 巻 3531号
2. 論文標題 「書評：フォナローティの劇的な生涯を描き切った快作—ジャン＝マルク・シアバ著（田中正人訳）『革命家フォナローティ伝』」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『図書新聞』	6. 最初と最後の頁 3-3頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山中聡	4. 巻 269
2. 論文標題 「書評：山崎耕一著『フランス革命 「共和国」の誕生』」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西洋史学	6. 最初と最後の頁 117-119頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.57271/shsw.269.0_85	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山中聡	4. 巻 3458号
2. 論文標題 『書評： 啓蒙 ・ 革命 ・ 共和国 の単調な結び付きを批判的に検証、多様な革命像を浮かび上がらせる試み 高橋暁生編『 フランス革命 を生きる』』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『図書新聞』	6. 最初と最後の頁 4-4頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山中聡	4. 巻 3414号
2. 論文標題 『書評：フランス革命期に貧富の差を解消するべく立ち上がった男 ジャン=マルク・シアパ著(田中正人訳)『革命家 グラッキュス・バブーフ伝』』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『図書新聞』	6. 最初と最後の頁 5-5頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山中聡	4. 巻 265
2. 論文標題 「フランス総裁政府期の国民祭典」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『西洋史学』	6. 最初と最後の頁 22-38頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.57271/shsw.265.0_22	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山中聡	4. 巻 51
2. 論文標題 「研究動向：総裁政府期のフランス革命再考に向けて - 「バブーフの陰謀」を考える」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『東京理科大学紀要(教養篇)』	6. 最初と最後の頁 71-83頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山中聡	4. 巻 276
2. 論文標題 「ブーレ・ド・ラ・ムルトの「ブリュメール18日」－公民宣誓の改定と革命の終結」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 『西洋史学』	6. 最初と最後の頁 1-19頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山中聡	4. 巻 3597号
2. 論文標題 「書評：革命に宿った「死の政治文化」を追究 ミシェル・ピアール著（小井高志訳）『自決と粛清 - フランス革命における死の政治文化』」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『図書新聞』	6. 最初と最後の頁 3-3頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山中聡
2. 発表標題 第3次総裁政府期における公民宣誓の改定と共和国建国記念日の祝賀
3. 学会等名 関西フランス史研究会第192回（再編第67回）（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山中聡
2. 発表標題 「総裁政府期の立法院と国民祭典」
3. 学会等名 日仏歴史学会第8回研究大会（招待講演）
4. 発表年 2019年



〔図書〕 計3件

1. 著者名 山中聡	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 340
3. 書名 金澤周作監修『論点・西洋史学』（担当箇所：「フランス革命」、186 187頁）	

1. 著者名 山中聡	4. 発行年 2020年
2. 出版社 清水書院	5. 総ページ数 404
3. 書名 堀越宏一編『侠の歴史 西洋編 下』（担当箇所：「アンリ・グレゴワール、フランス革命期、一級の革命家にして、孤高の聖職者」、226 239頁）	

1. 著者名 山中聡（翻訳）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 みすず書房	5. 総ページ数 774
3. 書名 『宗教事象事典』 原著フランス語、R・アズリア、D・エルヴュー＝レジェ編（増田一夫、伊達聖伸、鶴岡賀雄、杉村靖彦、長井伸仁編訳、担当箇所：「葬式（の実践）」・「非キリスト教化」、480 494、588 600頁）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------